

「みえの働き方改革推進企業」の登録受付の開始

目的

誰もが働きやすい職場づくりに取り組む県内の企業等を登録・表彰し、優れた取組を横展開していくことで、地域全体のワーク・ライフ・バランスを推進する。

対象

県内に本社または主たる事務所を有し、県内で事業活動を行う、県の基準を満たす法人

令和7年10月1日付
で登録！

受付期間

令和7年5月7日(水)～令和7年7月31日(木)



※登録いただくと、「三重県働き方改革推進奨励金」をはじめ、県の支援メニューを利用いただけます！

「三重県働き方改革推進奨励金」のコース新設

対 象

令和6年度、令和7年度に「みえの働き方改革推進企業」に登録している中小企業・小規模企業等



コース

新 (1) 短時間正社員制度等の活用促進

(2) 誰もが安心できる就労環境整備
(女性専用施設等の新設など)

(3) 男性の育児休業の取得促進

(4) 介護休業等の取得促進

ア 短時間正社員制度の導入・活用

30万円

イ 育児短時間勤務制度の導入・活用

(小学校就学後も利用可能)

20万円

アまたはイに該当し、かつ、時差勤務・フレックスタイム・テレワークのいずれかが利用できる環境を整備している場合

+10万円

受付期間

令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)